

令和4年度答申第27号
令和4年7月14日

諮問番号 令和4年度諮問第28号（令和4年6月27日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

(2) 賃確法7条における上記「労働者」について、同法2条2項は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう旨規定し、労基法9条は、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう旨規定する。

(3) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。）8条は、事業活動が停止し、再開の見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）の設立時（平成26年2月10日）に取締役就任し、令和2年3月16日付けで取締役を辞任した。

審査請求人は、同年9月15日、処分庁に対し、本件認定申請をした。

（履歴事項全部証明書、辞任届2通（令和2年3月16日付け）認定申請書）

(2) 処分庁は、令和3年2月24日付けで、本件認定申請につき、「貴殿が上記1の事業主（注：本件会社）に使用されていた労働者とは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

(3) 審査請求人は、令和3年6月17日、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(4) 審査庁は、令和4年6月27日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の肩書は取締役であったものの、実際の働き方、業務内容、年収等は他の社員と同様で、労働者の働き方をしていた。

審査請求人に限らず、シフト時間が日ごとに決められていたパート及びアルバイト以外の社員については、就労日や就労時間の制約はなく、全員に対して拘束性の自由度は高かった。また、パート及びアルバイト以外の社員は全員固定月給制で、休暇についても、各自が仕事の繁忙具合をみて、代表取締役の許可を得ることなく自由に取得でき、出勤日数や勤務時間によって減給等がされることもなかった。

パート及びアルバイト以外の社員の年収を比較すると、皆同程度の額が支払われており、審査請求人より年収が高い者もいたため、審査請求人に支払われていた額が高いとはいえない。また、労働実態は他の社員と変わらなかったこと、本件会社設立時に労働者か取締役かの選択肢が与えられ、給与体系のみ異なると説明されていたことから、支給されていた報酬のうちの一部が労働者扱いとしての給料で、そこに役職手当のような形で上乗せされて月額報酬として支払われていたと考えられる。

審査請求人は、本件会社で所有している口座間での送金操作を行っていたが、その送金額については代表取締役の指示のもとで決定していた。具体的には、融資を受けている各金融機関の口座に、毎月の引落日の前日までに決められた返済額を送金するよう指示されており、これ以外で、審査請求人が代表取締役の指示なく口座のお金を操作することは一切なかった。

自らの資産の一部を本件会社の事業活動資金に提供していたことについては、審査請求人以外にも、商品の仕入れで結構な大金を自己資産から立て替えている者もあり、本件会社に資金を提供することは経営者の一員としてではなく、立替えとの認識で行っていた。

したがって、審査請求人には実態としての労働者性があったことから、本件不認定処分を取り消すとの裁決を求める。

(審査請求書、反論書、主張書面 (令和4年7月5日付け))

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

審査請求人から聴取した内容及び関係資料から、「労働基準法研究会報告 (労働基準法の「労働者」の判断基準について)」(昭和60年12月19日付け)を踏まえて検討したところ、審査請求人は、本件会社の取締役として会社経営に参画していたことが認められ、本件会社から報酬と考えられる支払を受けていたことが確認できる。また、経営上の重要事項である資金管理について、一定程度の裁量と権限を有していたことが認められる。さらに、時間的、場所的な自由度が高く、拘束性の程度も低いことから、業務遂行上の指揮監督の必要が乏しく、使用従属関係があったと評価することはできない。

上記の事情を総合的に勘案すると、審査請求人には実態としての労働者性は認められないため、本件会社の労働者には該当しない。

よって、本件不認定処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付：令和3年6月17日

反論書の受付：同年10月26日

審理員意見書提出：令和4年6月3日付け

本件諮問：同月27日

(2) これら一連の手続をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに、約1年もの期間を費やしている。とりわけ、反論書の受付から審理員意見書提出までに約7か月を要しているのは、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられないので、審査庁においては、手続を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

本件不認定処分は、審査請求人が本件会社の労働者に当たらないとしてなされたものであり、審査請求人が労働者に当たるか否かが問題となっている。

審査請求人は、本件会社設立時から取締役就任し、取締役としての権限と責任を有していた上、「役員報酬」という名目で本件会社から毎月60万円の金員を受領しており、雇用保険にも加入していなかった。これらを見るに、労働者と認定できる他の従業員らと立場が同じであったとは言い難い。

また、所定労働時間等の定めもなく、職務上の拘束性も緩かったと認められること等の事情も考慮すると、業務上の指揮監督を受けていたとは言い難く、審査請求人を労働者と認定するのは困難である。

したがって、審査庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史